

居宅介護支援契約書

様 (以下「利用者」という。)と居宅介護支援事業村山光ホーム

(以下「事業所」という。)とは、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、介護保険法等関係法令の趣旨に基づき、利用者に対して提供する指定居宅介護支援等(以下「居宅介護支援」という。)の適性かつ円満な履行を図ることを目的とします。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了の日までとします。

(2) 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出ない場合、この契約は、同一の内容で自動更新されるものとします。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、その事業所に属する介護支援専門員に利用者への居宅サービス計画作成に関する業務を担当させるものとし、その選任、交代を行なった場合は、利用者とその氏名を文書で通知するものとします。

(身分証携行義務)

第4条 事業者は、前条の介護支援専門員に身分証を常に携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示させます。

(居宅サービス計画の原案の作成)

第5条 事業者は、次の各号に掲げる業務を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画原案を作成させるものとします。

- (1) 居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容、利用者等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- (2) 居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して、利用者に対し介護支援を行う上で解決すべき課題を把握すること。
- (3) 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき提供される目標及びその達成時期、サービスを提供する上で留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (4) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。

(居宅サービス計画原案作成上の留意点)

第6条 事業者は介護支援専門員に、次の各号に掲げる事項に留意して、前条の居宅サービス計画作成させるものとします。

- (1) サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画作成の為に居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。以下同じ)の開催、居宅サービス等の担当者に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地から意見を聴取すること。
- (2) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という)の意見を求めること。
- (3) 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている時は、当該留意を尊重してこれを行なうこと。

(居宅サービス計画の作成)

第7条 事業者は、介護支援専門員に、前2条に定める事項を行なわせた後、利用者の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画の作成をさせなければなりません。

(サービス実施状況の管理)

第8条 事業者は、介護支援専門員に、居宅サービス計画の作成後においても、次の各号に掲げる事項を行なわせるものとします。

- (1) 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことにより居宅サービス計画の実施状況の把握を行なうこと。
- (2) 利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をおこなうこと。

(施設入所への支援)

第9条 事業者は、介護支援専門員に、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、事業者は介護支援専門員に、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行なわせるものとします。

(居宅サービス計画の変更)

第10条 利用者が、居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第11条 事業者は、居宅サービス計画作成後、利用者及びその家族並びに居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、これに基づき給付管理票を毎月作成し、山形県国民健康保険団体連合会に提出するものとします。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第12条 事業者は、利用者の要介護認定等の申請について、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。

- (2) 事業者は、利用者が要介護認定若しくはその更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行なえるよう援助します。
- (3) 事業者は、利用者の要介護認定等の更新申請が、遅くとも利用者の要介護認定等有効期限の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行ないます。
- (4) 事業者は、前各号項の申請について、利用者が希望する場合、当該申請を代行して行うものとします。

(サービス提供の記録)

第13条 事業者は、居宅サービス計画費等の請求に関する記録と居宅介護支援の提供について記録し、これをこの契約終了後5年間保存します。

- (2) この契約第15条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約した場合でかつ利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(利用料)

第14条 事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料は、重要事項説明書に記載された通りとします。

- (2) 事業者は、前項のサービスの提供に当っては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

(契約の終了)

第15条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の都合により解約した場合、事業者は、利用者に対して解約料を請求できるものとします。

- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヵ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。この場合、事業者は当

該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供するものとします。

- (3) 事業者は、利用者又はその家族が、事業者や介護支援専門員に対し、この契約を継続しがたい背任行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
- (4) 次に掲げる事由に該当した場合この契約は終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、自立、要支援 1、要支援 2 と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第16条 事業者、介護支援専門員及びその他事業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、契約終了後同様とします。

- (2) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかねばなりません。

(事故発生時の対応及び賠償責任)

第17条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

- (2) 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第18条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する相談、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(善管注意義務)

第19条 事業者は、利用者から委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(公正中立の確保)

第20条 事業者は、利用者から委託され業務を行うに当たっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏すること及び利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービス等を利用すべき旨の指示等をする事のないよう公正中立に行ないます。

(説明)

第21条 事業者は、利用者から委託された業務を行うに当っては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行いません。

(裁判管轄)

第22条 利用者と事業者は、この契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所とする事をあらかじめ合意します。

(信義誠実の原則)

第23条 利用者及び事業者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとします。

(2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が信義に従い誠実に協議して定めるものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

契約者

平成 年 月 日

事業者	所在地	〒995-0024 村山市楯岡笛田二丁目19番40号			
		電話番号	(0237)53-2520	FAX	(0237)53-2539
	事業者	居宅介護支援事業村山光ホーム			
	代表者名	社会福祉法人村山光厚生会 理事長 外塚 充信			印
	指定番号	0671400166	指定都道府県名	山形県	

利用者	住所	〒 —			
		電話番号	() —	FAX	() —
者	氏名				印
代理人	住所	〒 —			
		電話番号	() —	FAX	() —
	氏名				印